

(保 1)

平成 27 年 4 月 1 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」
の一部改正について

医療保険の対象となる訪問看護のうち、指定訪問看護ステーションが行うものについては、当該訪問看護ステーションの人員等に関する事項が「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 31 日保発第 70 号・老発第 397 号）により定められておりますが、今般、当該通知が改正されましたので、ご連絡致します。

今回の改正は、常勤の従業者が勤務すべき時間数（週当たり 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）について、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられているものについては、例外的に 30 時間として取り扱うことを可能とするものであります。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成 26 年度 診療報酬改定の情報」に掲載を予定しております。

(添付資料)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について（平 27. 3. 30 保発 0330 第 5 号 厚生労働省保険局長）

保 発 0 3 3 0 第 5 号
平成 2 7 年 3 月 3 0 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対して周知徹底を図られたい。

記

第二の2を次のように改める。

2 「常勤」

指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）における勤務時間が、当該指定訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週当たり32時間を下回る場合は32時間を基本する。）に達していることをいうものである。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

(参考)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(改正部分抜粋)

第二 用語の定義

2 「常勤」

指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)における勤務時間が、当該指定訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週当たり32時間を下回る場合は32時間を基本する。)に達していることをいうものである。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。